

令和5年4月1日採用予定

令和4年度 久喜市職員採用試験

第1次試験(面接)

8月17日(水)~19日(金)、22日(月)、23日(火)

※いずれか1日、高校在学中の方は9月16日(金)

<申し込み> 7月11日(月)~20日(水)に
電子申請システムからの申し込み。

※電子申請システムによる申し込みができない場合は郵送でも可。
(上記期間内消印有効)
※書類不備の場合、受け付け不可。

第2次試験(筆記) 9月18日(日)

※点字による試験の受験希望者は10月23日(日)

第3次試験(面接) 10月下旬~11月上旬

※いずれか1日

受験案内 7月1日(金)以降、入手可能

配布場所

- ・市役所1階総合案内
- ・第二庁舎建設管理課
- ・各総合支所総務管理課
- ・各公民館(青葉・南を除く)
- ・ふれあいセンター久喜
- ・市ホームページ

※郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛て先明記の返信用封筒(角形2号・A4サイズが折らずに入るもの)を同封の上、人事課人事研修係(〒346-8501所在地記入不要)へ。

詳細は
市ホームページへ



あなたと向き合う全員面接
今年も実施!



職種	受験資格		採用予定人数(※1)
	生年月日	学歴など	
一般事務	上級	平成4年4月2日以降 大学以上の学校を卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方	23人程度
	中級	平成8年4月2日以降 短期大学または短期大学に相当する学校を卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方	
	初級	平成10年4月2日以降 高等学校を卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方	
土木建築	昭和52年4月2日以降	高等学校以上の学校で土木課程または建築課程を専攻し、卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方	4人程度
保健師	昭和57年4月2日以降	保健師免許を有する方または令和5年3月までに免許取得見込みの方	3人程度
社会福祉士	昭和57年4月2日以降	社会福祉士資格を有する方または令和5年3月までに資格取得見込みの方	3人程度
管理栄養士	昭和57年4月2日以降	管理栄養士の資格を有する方	2人程度
一般事務【民間企業等経験者対象】	昭和61年4月2日以降	高等学校以上の学校を卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方で、令和4年6月30日時点において民間企業等における職務経験(※2)を5年以上有する方(ただし、一般事務(上級・中級・初級)の受験資格要件に該当する方は除く)	若干名
一般事務【就職氷河期世代対象】	昭和45年4月2日~昭和61年4月1日	学歴は問いません	若干名
一般事務【障がい者対象】	昭和62年4月2日以降	高等学校(これに準ずる学校を含む)以上の学校を卒業した方または令和5年3月までに卒業見込みの方で、障害者手帳の交付を受けている方	1人程度

※1 欠員等の状況により、変更になる場合があります。

※2 職務経験について

- ア 会社員や公務員等の正規雇用で、所定労働時間が週30時間以上の職務に1年以上継続して就業していた期間を対象とします。
- イ 職務経験が複数ある場合には通算可。ただし、同一期間内に複数箇所で勤務した場合に通算できる職務経験はそれぞれ一つです。
- ウ 休業等(産前産後休暇、育児休業及び介護休暇は除く)により、実際に勤務しなかった期間は通算できません。
- エ 最終合格発表後に職歴証明書の提出を求めます。勤務状況の証明ができない職歴は通算できません。

計39人程度

問合せ：人事課人事研修係(内線2293)

洪水予報の水位が見直されました

消防防災課危機管理係(内線2644~2648)

国土交通省関東地方整備局による測量結果を踏まえ、4月1日から利根川(栗橋水位観測所)および江戸川(西関宿水位観測所)の氾濫危険水位、避難判断水位が見直されました。いざというときに適切な避難行動等を判断するための参考としてください。

発表情報	水位	利根川 (栗橋水位観測所)	江戸川 (西関宿水位観測所)	市民に求められる行動
氾濫危険	氾濫危険水位	9.2m	8.9m	危険な場所から全員避難開始(避難の途中で危険を感じたら、近くの安全な場所へ)
氾濫警戒	避難判断水位	7.6m	8.1m	危険な場所から高齢者等は避難開始 高齢者等(避難に時間を要する人)以外の方も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難
氾濫注意	氾濫注意水位	5.0m	6.1m	ハザードマップ等により避難行動を確認

指定避難所に係る種別の変更

消防防災課危機管理係(内線2644~2650)

令和元年東日本台風など、これまでの災害による教訓により、実情に合わせ、市内中学校および県立高等学校を拠点避難所に変更するなどの変更を行いました。



指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所。
指定避難所	災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設。 ※指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
拠点避難所	小・中学校、高等学校、総合運動公園および菖蒲文化会館(アミーゴ)を利用する避難所。避難所以外の被災者に対しても、情報や物資の提供をする拠点施設。
補助避難所	拠点避難所だけではすべての避難者を収容できない場合に利用する施設(公民館等)。自主避難者も受け入れるものとする。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。

防災監を紹介します

消防防災課危機管理係(内線2644)

令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、災害に強く安全、安心な基盤体制の構築を推進していくため、災害対応に関する豊富な知識、経験を有する防災分野のスペシャリストとして、地域防災マネージャーの資格を持つ退職自衛官を令和4年4月1日付で採用しました。

Profile

氏名 **宮本康治**
みやもとやすはる

資格等 防災士(日本防災士機構)、地域防災マネージャー(内閣府)

前職 陸上自衛官(平成2年3月~令和4年3月までの32年間勤務で定年退職)



主な災害派遣歴

平成3年~9年	台風および水害に伴う災害派遣延べ7回(鹿児島県)
平成15年~16年	東ティモール民主共和国復興支援隊(首都ディリ)
平成22年	パキスタン共和国大水害(被災地ムルタン)
平成23年	東日本大震災(福島県郡山市)
令和元年	台風被害(千葉県)

防災監としての抱負 地震や台風などによる被害を最小限にとどめるため、防災の備えをさらに強化して、市民の皆様の安全と安心に結びつくよう尽力してまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。



お詫び 広報くき6月号P6「区長の皆さんを紹介します」の記事の中で、区長の任期および久喜第104区区域の記載に誤りがありました。訂正し、お詫びいたします。
(誤) 任期: 令和5年3月31日まで → (正) 任期: 令和6年3月31日まで
(誤) 久喜第104区区域: 栗原3 → (正) 久喜第104区区域: 栗原3の一部